久留米市　北部一般廃棄物処理施設整備運営事業

要求水準書

第Ⅲ編　工場棟　管理運営業務編

久留米市　北部一般廃棄物処理施設整備運営事業
要求水準書
第Ⅲ編　工場棟　管理運営業務編

目　　　次

第１章　総則

第１節　本書の位置付け

「久留米市　北部一般廃棄物処理施設整備運営事業　要求水準書　第Ⅲ編　工場棟　管理運営業務編」（以下「本要求水準書」という。）は、久留米市（以下「本市」という。）が「久留米市　北部一般廃棄物処理施設整備運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者の募集・選定にあたり応募者を対象に交付する「入札説明書」と一体のものであり、本事業において整備する工場棟（以下「本施設」という。）の運営業務及び維持管理業務に関して本市が本事業に係る基本契約に基づく会社（以下、「事業者」という。）に対して要求するサービスの水準を示し、応募者の提案に具体的な指針を与えるものである。

なお、本市は本要求水準書の内容を、事業者選定における評価及び事業者の事業実施状況評価の基準として用いる。

応募者は、本要求水準書に示されているサービス水準をみたす限りにおいて、自由に提案を行うことができるものとするが、その際には「入札説明書」等において示された諸条件を遵守して提案を行うこと。

第２節　基本方針

１．継続性の確保

市民の快適な生活環境を維持するために、日々排出されるごみを継続的に処理する施設を整備する。

２．環境負荷の軽減

施設の整備においては、環境への負荷を軽減し、高度な安全性と安定性を確保した施設とする。

３．施設の一体化への対応

北部一般廃棄物処理施設における新たな焼却施設には、不燃物・金属処理施設（破砕選別施設）を併設する。また、市内各所に分散するリサイクル関連施設の統合を図ったリサイクルセンターと一体的な整備を行う。

４．施設整備に対する本市の理念

新たな焼却施設は、上津クリーンセンターとの２か所体制によりごみの処理を行う施設となるが、県南の中核都市にふさわしい環境啓発するための施設を整備し、市民が愛着を持ち、何度も行きたくなるような施設となるよう運営する。

１）環境基本計画への対応

本施設は、久留米市環境基本計画に掲げた環境先進都市づくりを視野に、循環型社会の構築に寄与する環境啓発機能を兼ね備え、市民活動の交流拠点となるような様々な取り組みが行える施設整備を図るとともに、本施設を活用した地域の活性化や周辺の賑わいを創出する施設とする。

２）市民理解

市民の皆様に「ごみ処理施設は、やはり必要だ」、「こんな風に処理しているのか」、「安全面にもよく配慮されている」、「安心してごみ処理ができる久留米に住んで幸せだ」と思っていただけるような施設を目指す。

３）情報発信

地球温暖化防止対策や循環型社会づくりなど、多くの重要で喫緊な環境課題がある中で、「環境問題が良く分かった」、「自分も何か取組もう」、「来てよかった。ためになった」、「また来たい」という感想をいただけるような施設を目指す。

４）地域との調和

地元地域の皆様に、「地元に建ててよかった」、「おかげで地域が活性化した」、「これからもお互いに共存していきたい」と評価いただける施設を目指す。

第３節　事業概要

１．一般事項

「久留米市　北部一般廃棄物処理施設整備運営事業　管理運営業務」(以下「本業務」という。) は、久留米市(以下「本市」という。)から排出される可燃ごみ、不燃・粗大ごみ等の一般廃棄物を処理する施設として整備する焼却処理施設（ストーカ炉）と、不燃物・金属処理施設（破砕選別施設）、計量棟、外構（工場棟・ランプウェイ・計量棟の各施設の建築物の外壁から原則 10m 以内）を維持管理・運営するものである。

２．事業実施場所

久留米市宮ノ陣町八丁島地内

３．事業者の業務範囲

業務の範囲については表 1-1 の通りである。

表 1-1　業務の範囲

対象施設等／業務範囲	工場棟（焼却施設、不燃物・金属処理施設（破砕選別施設））・ランプウェイ・計量棟）	リサイクルセンター	管理棟	（※1）外構施設等
受付管理業務	○	○		
運転管理業務	○			
維持管理業務	○			○
環境管理業務	○			
再資源化業務	○			
余熱利用業務	○			
情報管理業務	○	○	○	
その他関連業務	○			

（※1）外構施設等（工場棟（焼却施設、不燃物・金属処理施設（破砕選別施設））・ランプウェイ・計量棟の各施設の建築物の外壁から原則 10m 以内）

４．維持管理・運営業務期間

管理運営準備期間：本契約締結日の翌日から管理運営期間開始までの期間

管理運営期間：平成 28 年 4 月 1 日から平成 48 年 3 月 31 日までの期間

第４節　対象施設・対象廃棄物

１．対象施設

本事業で整備する工場棟（焼却施設、不燃物・金属処理施設（破砕選別施設））、計量棟、ランプウェイ、外構施設等（工場棟・ランプウェイ・計量棟の各施設の建築物の外壁から原則 10m 以内）

２．対象廃棄物

第Ⅰ編　工場棟　設計・建設業務編　参照

第５節　公害防止条件

本施設の公害防止条件は、第Ⅰ編　工場棟　設計・建設業務編を踏まえ、事業者の提案とする。

第６節　ユーティリティ条件

本施設におけるユーティリティ条件は、第Ⅰ編　工場棟　設計・建設業務編に示すとおりである。

なお、本市が負担する項目は、以下のとおりです。その他は全て事業者とする。

表 1-2　負担金・用役費

対象	内容	負担の考え方
通信・電話料金	工場棟を除く施設の使用料金の負担	本市負担とする。
電気使用料金	工場棟を除く施設の使用料金の負担	事業者は、休炉時等の場合でも一定量（450 ＭＷｈ／年）まで市の管理施設へ無償供給すること。超過分については子メーターにより確認し、年度ごとに事業者へ支払いを行う。 （基本料金は事業者負担とする）
水道使用料金 下水道使用料金	工場棟を除く施設の使用料金の負担	本市負担とする。 ・上下水道部への支払いは事業者が代表して行う（基本料金は事業者負担とする）

第７節　本施設の基本性能

本要求水準書に示す施設の基本性能とは、本業務開始時に本施設がその設備によって備え持つ、施設としての機能であり、第Ⅰ編　工場棟　設計・建設業務編に示す正式引渡し時において確認される施設の性能である。

第８節　一般事項

１．要求水準書の遵守

事業者は、本要求水準書に記載される要件について、本業務期間中遵守する。

２．関係法令等の遵守

事業者は、本業務期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」等の関係法令等を遵守する。「表 1-3　関係法令等例示」に関係法令等の例を示す。

表 1-3　関係法令等例示

・廃棄物処理及び清掃に関する法律 ・ダイオキシン類対策特別措置法 ・大気汚染防止法 ・水質汚濁防止法 ・騒音規制法 ・振動規制法 ・悪臭防止法 ・都市計画法 ・消防法 ・道路法 ・河川法 ・道路交通法 ・下水道法 ・水道法 ・環境基本法 ・労働基準法 ・労働安全衛生法 ・電波法 ・有線電気通信法 ・電気事業法 ・電気工事士法 ・電気用品取締法 ・計量法 ・航空法 ・高圧ガス取締法 ・毒物及び劇物取締法 ・事業所衛生基準規制 ・危険物の規則に関する規制・法令 ・一般高圧ガス保安規制 ・特定化学物質等障害予防規制 ・電気設備に関する技術基準 ・電気工作物の溶接に関する技術基準	・クレーン等安全規制 ・クレーン構造規格 ・クレーン過負荷防止装置構造規格 ・電気機械器具防爆構造規格 ・溶接技術検定基準（JIS Z 3801） ・ボイラ及び圧力容器安全規制 ・ボイラ構造規格 ・圧力容器構造規格 ・日本工業規格（JIS） ・電気規格調査会標準規格(JSC) ・日本電機工業会標準規格(JEM) ・電線技術委員会標準規格(JCS) ・日本油圧工業会規格（JOHS） ・内線規程 ・電気供給規程 ・地方自治法 ・グリーン購入法 ・福岡県環境保全に関する条例 ・福岡県公害防止条例 ・久留米市環境基本条例 ・久留米市環境美化促進条例 ・久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ・久留米市廃棄物の処理施設設置条例 ・久留米市下水道条例 ・久留米市暴力団排除条例 ・景観法及び久留米市景観条例 ・その他関係法令、規格、規程、総理府令、通達及び技術指針等

３．環境影響評価書の遵守

事業者は本業務期間中、「新中間処理施設建設に係る環境影響評価業務　報告書」を遵守する。また，本市が実施する調査または事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、本市と協議の上、対策を講じる。

４．一般廃棄物処理実施計画の遵守

事業者は本業務期間中、本市が毎年度定める「一般廃棄物処理実施計画」を遵守する。

５．関係官公署の指導等

事業者は本業務期間中、関係官公署の指導等に従う。なお、法改正等に伴い施設の改造等が必要な場合、その費用の負担は契約書の定めによる。

６．官公署等申請への協力

事業者は、本市が行う維持管理・運営に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、本市の指示により必要な書類・資料等を提出する。なお，事業者が行う維持管理・運営に係る申請に関しては、事業者の責任により行う。

７．本市及び所轄官庁への報告

本施設の維持管理・運営に関して、本市及び所轄官庁が報告、記録，資料提供等を要求する場合は、速やかに対応する。なお、所轄官庁からの報告、記録、資料提供等の要求については本市の指示に基づき対応し本市に提出する。

８．本市の検査

本市が事業者の運転や設備の点検等を含む維持管理・運営全般に対する立ち入り検査を行う時は、事業者は、その監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出する。

９．労働安全衛生・作業環境管理

(1) 施設の環境を安全、快適かつ衛生的に保ち、作業員、見学者等の健康被害を未然に防止する。

(2) 物理的劣化等による危険・障害等の発生を未然に防止する。

(3) 事業者は労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者の安全と健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備する。

(4) 事業者は、整備した安全衛生管理体制について本市に報告する。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類へのばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本市に報告する。

(5) 事業者は作業に必要な保護具及び測定器等を整備し、従事者に使用させる。また、保護具及び測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくものとする。

(6) 事業者は、「廃棄物ごみ焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の2、平成13年4月25日）に基づきダイオキシン類対策委員会を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、遵守する。なお、ダイオキシン類対策委員会に、廃棄物処理施設技術管理者が出席し、同委員会に本市も同席する。

(7) 事業者は、「廃棄物ごみ焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の2、平成13年4月25日）に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行う。

(8) 事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図る。

(9) 事業者は安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する。

(10)安全作業マニュアルは施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図る。

(11)事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、本市と協議の上、施設の改善を行う。

(12)事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施する。

(13)事業者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行う。

(14)事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行う。訓練の開催については、事前に本市に連絡し、本市の参加について協議する。また、新規採用者にも必要な訓練を行うものとする。

(15)事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つものとする。

１０．緊急時対応

(1) 事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害を防止に努める。

(2) 事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧、本市への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行う。なお，事業者は、作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善していかなければならない。

(3) 事業者は、台風・地震・竜巻・大雨、筑後川の増水等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我などが発生した場合に備えて、警察、消防、本市等への連

絡体制を整備すると共に、自主防災組織及び警察、消防、本市等への連絡体制を整備する。なお、体制を変更した場合は速やかに本市に報告する。

(4) 緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行う。また、訓練の開催については、事前に本市に連絡し、本市の参加について協議する。

(5) 事故が発生した場合、直ちに事業者は、事故の発生状況、事故時の運転記録等を本市に報告する。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本市に提出する。

１１．地元雇用・地元企業の活用

施設の管理運営にあたり、事業者は本市での雇用促進、地場企業（久留米市内業者）の活用に配慮するものとする。特に、物品の調達にあたっては、地場企業（久留米市内業者）の活用を原則とする。

なお、本市での雇用促進、地場企業の活用に関する計画書及び報告書を作成し、本市に提出する。

１２．災害発生時の協力

(1) 震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理を本市が実施しようとする場合、事業者は、その処理処分に協力すること。なお、本施設は本市における災害対策および災害廃棄物協力協定による受入れを行うための施設でもあるため、台風・大雨等の災害時において迅速な対応ができるよう努めること。

(2) 災害に伴い発生した廃棄物のうち、焼却対象として直接ピットに入れられないもの、及び不燃物・金属処理施設（破砕選別施設）、粗大ごみ受入施設において受け入れることができないものについては、それを受け入れる前処理を本市が負担する。

１３．作成書類・提出書類

事業者は、本業務の実施に際し、各業務の実施に必要な事項を記載した事業実施計画書を運営業務開始前に本市に提出し、本市の承諾を受けること。

なお、提出する事項等について以下に例を示すが、事業開始後に本市と協議し、決定する。また、本市が必要とする書類については、本市の指示に従って作成する。

表1-4　事業実施計画書の構成（参考）

①受付管理業務実施計画書
②運転管理業務実施計画書 ・業務実施体制表 ・月間運転計画・年間運転計画 ・運転管理マニュアル ・運転管理記録様式 ・日報・月報・年報様式　　等を含む
③維持管理業務実施計画書 ・業務実施体制表 ・調達計画 ・点検・検査計画 ・補修・更新計画　　　　　等を含む
④環境管理業務実施計画書 ・公害防止基準 ・環境保全計画 ・作業環境基準 ・作業環境保全計画　　　　等を含む
⑤再資源化業務計画書 ・再資源化計画　　　　　　等を含む
⑥情報管理業務実施計画書 ・各種報告書様式 ・各種報告書提出要領　　　等を含む
⑦関連業務実施計画書 ・清掃要領・体制 ・防火管理要領・体制 ・施設警備防犯要領・体制 ・水防管理要領・体制　　　等を含む
⑧その他 ・緊急対応マニュアル ・安全管理衛生体制 ・安全作業マニュアル　　　等を含む

１４．暴力団排除に関する事項

(1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告することともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) 暴力団等から不当要求による被害又は履行妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

(3) 排除対策を講じたにもかかわらず、履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(4) 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契

約の解除を求める場合もあること。

(5) 下請契約を締結するときは、事業者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督員へ提出すること。

１５．市の財政負担の縮減について

事業者は、本業務の維持管理・運営に関して交付金・地方債等の活用が可能な場合については、市に全面的に協力する。

第９節　維持管理・運営業務条件

１．維持管理・運営

(1) 予防保全を基本とする。

(2) 設備等の保全台帳を整備し、維持補修の履歴を記載するとともに、施設が有する機能及び性能等を保つこと。

(3) 創意工夫やノウハウを活用し、合理的かつ効率的な業務実施に努めること。

(4) 環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生防止に努めるとともに、省資源、省エネルギーに努めること。

(5) ライフサイクルコストの削減に努めること。

(6)事業者は、本施設の運転及び点検保守に必要な教育訓練を運転員に行うものとする。

(7) 施設の長期安定的な運営に対応した維持管理を行うこと。

(8) 予防保全の考え方を重視し、施設整備の長寿命化を促進する観点から、維持管理を行うこと。

(9) 本業務は、「廃棄物処理施設の長寿命化計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」に基づき極力長期的使用することを目標とし、また次に基づいて行うものとする。

① 維持管理・運営業務委託契約書
② 本要求水準書
③ 要求水準書　第Ⅰ編、第Ⅱ編、第Ⅳ編
④ 事業者の設計・建設業務提案書（事業計画提案書も含む）
⑤ 事業者の維持管理・運営業務提案書（事業計画提案書も含む）
⑥ その他本市の指示するもの

２．提案書の変更

本業務期間中に本要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、事業者の責任において本要求水準書を満足させる変更を行うものとする。

３．要求水準書記載事項

(1) 記載事項の補足等

本要求水準書で記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って維持管理・運営することを妨げるものではない。本要求水準書に明記されていない事項であっても、施設を維持管理・運営するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において補足・完備させなければならない。

(2) 参考図等の取扱い

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。

事業者は、「(参考)」と記載されたものについて、施設を維持管理・運営をするために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において補足・完備させなければならない。

(3) 契約金額の変更

上記(1)、(2)の場合、契約金額の増額はしない。

４．本業務期間終了時の引渡し条件

事業者は、本業務期間終了時において、以下の条件を満たし、本施設を本市に引き渡すこと。また、大規模改修の時期は事業期間終了後とする。

(1) 運営事業者は、本市が本要求水準書に記載の業務の実施のために、事業期間終了後も通常の補修・更新整備のもと、施設が継続して5年間にわたり使用することに支障のない状態であることを確認する。またその確認は、第三者機関による精密機能検査を本市の立会いの下に実施するものとする。当該検査をもって、本市は引き継ぎ時の確認とする。

(2) 事業終了後1年の間に、本施設に関して運営事業者の維持管理補修等に起因する性能未達が発生した場合には、事業者の費用により改修等必要な対応を行う。

(3) 本施設を35年間使用することを前提に、20年間の運営終了後、更に15年間運営する場合に想定された改修内容、改修費用の見込み記載した運営終了後に提案時提出された提案書について、15年から18年目において、提案書に記載の改修・修繕費用について、実現性の高い計画とするべく計画の見直しと、事業期間内の補修・更新整備の対応について本市と協議する。

(4) 本市が本要求水準書に記載の業務を行うにあたり支障が無いよう、本市が指示する内容の業務の本市への引継ぎを行うこと。引継ぎ項目には、各施設の図面、維持管理履歴、トラブル履歴、薬品調達方法、取扱説明書（本業務期間中に修正・更新があれば，修正・更新後のものも含む。)、ノウハウ、運転方法等、及び、本業務の本要求水準書及び維持管理・運営業務委託契約書に基づき事業者が整備作成する図書を含むものとする。
(5) 建物の主要構造部等に、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
(6) 主要な設備機器等が当初の設計図書に規定されている性能（容量、風量、温湿度，強度等計測可能なもの）を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な性能劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
(7) 事業者は、引渡時の確認において、補修が必要な箇所を発見した場合は、事業終了時までに補修し、引渡すこと。
(8) その他、本業務終了時における引渡し時の詳細条件は、本市と事業者の協議によるものとする。

第２章　維持管理・運営体制

第１節　業務実施体制

(1) 事業者は、本業務の実施にあたり、適切な業務実施体制を整備する。

(2) 事業者は、受付管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、再資源化業務、余熱利用業務、情報管理業務、関連業務の各業務に適切な業務実施体制を整備する。

(3) 事業者は、整備した業務実施体制について本市に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本市に報告する。

第２節　有資格者の配置

(1) 事業者は、廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設技術管理者）になりうる資格を有し、現場総括責任者としての経験を 5 年以上有する技術者を、本業務の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後 2 年間以上配置する。

(2) 事業者は、本施設において必要となるボイラータービン主任技術者及び電気主任技術者を配置し、設計・建設期間を含め、電気事業法上の管理責任を追うものとする。なお、本受電の系統に関する全ての施設を管理する。

(3) 事業者は、本業務を行うにあたりその他必要な有資格者及び総括責任者、業務管理者その他の業務担当者等を配置する。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任は、可能とする。

第３節　ＩＳＯ環境マネジメントシステム認証の取得への協力

事業者は、本市のＩＳＯ１４００１認証への取得に際し、協力するものとする。

第４節　連絡体制

(1) 事業者は、平常時及び緊急時の本市等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本市に報告する。

(2) 本市と事業者で定期的に会議を開催するものとする。会議の実施頻度・時間・出席者等の詳細項目については本市と別途協議の上、決定する。

第３章　受付管理業務

第１節　本施設の受付管理業務

事業者は、本要求水準書、事業者提案等を遵守し、適切な受入業務を行う。

なお、本業務は、焼却施設、不燃物・金属処理施設（破砕選別施設)、リサイクルセンターにのあらゆる施設を対象にする。

第２節　受入基準の策定

排出地域、形状、内容について、本要求水準書及び提案図書（参考図書も含む）に準拠し、本市が受入基準を定める。

第３節　受付管理

(1) 事業者は、廃棄物、薬品等副資材、搬出物等の搬入・搬出車両を計量棟において計量し、記録・確認を行い管理を行う。受付時間を表3-1に示す。

表 3-１　受付時間

内　容		受付時間
月～土（国民の祝日、休日含む）		8:30～17:00
年　末	12 月 29 日、30 日、31 日	8:30～17:00
平日夜間	気象状況、道路状況により直営収集、委託収集が 17:00 までに搬入できない場合	時間不定
その他	業務課粗大ごみ搬入日・校区一斉清掃日等・その他本市が必要と認めるとき	時間不定

①以下の日は、休業日とする。

・日曜日

・年始（１月１日、１月２日、１月３日）

②上記表に示す受入時間外においても本市が事前に指示する場合は受付業務を行うものとする。

(2) 事業者は、直接搬入ごみを搬入しようとするものに対して、本市が定める受入基準を満たしていることを確認する。直接搬入ごみが受入基準を満たしていない場合は、受け入れてはならない。

(3) 受入基準は、変更を行うことがある。

(4) 事業者は、安全に搬入が行われるように、本施設周辺において搬入車両を誘導・指示すること。また、必要に応じて誘導員を配置する等、適切な指導・指示を行う。

(5) 事業者は、本施設に搬入される廃棄物について、計量機付近にて搬入禁止物の混入確認を行い、搬入防止に努める。
(6) 事業者は、直接搬入者に対し本市指定の様式の受付簿に記入するよう指導・指示を行う。
(7) 事業者は、受付管理業務において、搬入者等とのトラブルがあった場合は、原則自らの責任において対応のうえ本市に報告するものとする。但し、必要に応じ本市の指示・協力を仰ぐことができるものとする。
(8) 事業者は、ごみに関する搬入等の本施設に関する全般的な問い合わせの電話対応を行うものとする。但し、市に対するクレームや行政施設等の見学予約、その他判断できない問い合わせ等については、市へ転送できるものとする。

第４節　計量

(1) 搬入及び搬出廃棄物について、ごみ計量計算装置を用い計算し、日報、月報、年報（内容：年月日時分、搬入者、搬出者、ごみ種別、積載重量、車両形式、車両番号、その他必要なもの）として記録し、管理する。
(2) 混載されたものについては、複数回、計量が行えるよう留意する。
(3) 後納制度利用による搬入出については、車両ごとに所定の伝票による受付を行い、その伝票を翌日（翌日が休祭日の場合は次の平日）の午前中までに本市に提出しなければならない。

第５節　料金徴収代行

(1) 事業者は本施設に直接搬入ごみを搬入しようとする者より、本市が定める料金を、本市が定める方法で、本市に代わり徴収しなければならない。但し、後納制度利用者については、受付管理・計量・案内・指示は事業者が実施し、料金徴収は本市が行うものとする。
(2) 事業者は徴収した料金を、契約書に定める方法によって本市へ引き渡す。
(3) 事業者は、徴収した料金に対して複写式領収書を発行し、写しを保管すること。

第６節　自己搬入への対応

(1) 事業者は、工場棟への直接搬入ごみの荷降ろし時に適切な案内・指示および補助を行う。
(2) 市民の直接搬入ごみは、表 3-2 のように施設ごとに分担する。

(3) 剪定枝・機密文書については、上津クリーンセンターでの処理となるため、本施設へ持ち込まれた場合は受け取らないものとし、上津クリーンセンターへの案内を行う。

表3-2　各施設のごみの受入

	上津クリーンセンター	本施設
可燃ごみ	○	○
不燃ごみ	×	○
資源物	×	○
剪定枝	○	×
機密文書	○	×
小動物	○	○

第７節　本市の検査

事業者は、本市が搬入業者の内容物検査、ごみ質調査を行う場合に対して協力する。

第４章　運転管理業務

第１節　本施設の運転管理業務

事業者は、本施設を適切に運転し、本施設の基本性能を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し適切に処理すると共に、経済的運転に努めた運転管理業務を行う。

なお、本業務は、焼却施設及び不燃物・金属処理施設（破砕選別施設）に該当する。

第２節　運転条件

事業者は以下に示す運転条件に基づき、適切に運転管理する。

１．計画処理量

①ごみ量

ごみ量は下記の表を基本とする。

表4-1　ごみ処理量計画

処理対象物	処理対象量 （ t/年 ）
可燃ごみ	32,176
可燃性粗大ごみ	1,832
不燃ごみ	6,378
不燃性粗大ごみ	155
金属製粗大ごみ	66

※小動物は、1,500（体/年）を想定

②その他

- 可燃ごみについては､状況により上津クリーンセンターとの処理分担を考慮し双方柔軟に対応する。なお、本施設が稼働開始した後においては上津クリーンセンターの大規模改修を行うため､処理対象量が増加することが予想される。
- 上津クリーンセンターが全炉停止期間を延長する場合災害廃棄物を受入れる場合、施設のトラブル時など、状況によっては、上津クリーンセンター及び本施設のごみ受入について本市と協議に応じ柔軟に対応する。

２．計画ごみ質

(1) 焼却施設

第Ⅰ編　工場棟　設計・建設業務編　参照

(2) 不燃物・金属処理施設（破砕選別施設）

第Ⅰ編　工場棟　設計・建設業務編　参照

３．年間運転日数

本施設の年間運転日数は、搬入される廃棄物を滞りなく処理することを条件に、計画する。

４．運転時間

(1) 焼却施設

施設の運転時間は、24 時間/日とする。

(2) 不燃物・金属処理施設（破砕選別施設）

施設の運転時間は、5 時間/日とする。

第３節　適正処理

(1) 事業者は、搬入された廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切に処理を行うこと。特にダイオキシン類の排出抑制に努めた処理を行う。

(2) 事業者は、焼却施設より排出される飛灰安定化物等が関係法令、公害防止条件を満たすように適切に処理する。飛灰安定化物が上記の関係法令、公害防止条件を満たさない場合、事業者は上記の関係法令、公害防止条件を満たすよう必要な処理を行う。

(3) 事業者は、不燃物・金属処理施設（破砕選別施設）より搬出される鉄、アルミ等の選別品等が、第Ⅰ編　工場棟　設計・建設業務編　第４章－第１節－2－5）に示す純度・回収率を満たすように適切に処理する。鉄、アルミ等の圧縮品等が上記の純度・回収率を満たさない場合、事業者は、上記の純度・回収率を満たすように適切に処理する。

第４節　搬入管理

(1) 事業者は、安全に搬入が行われるように、プラットホームにおいて搬入車両を誘導・指示する。また、必要に応じて誘導員を配置する等、適切な誘導・指導を行う。

(2) 事業者は、直接搬入ごみを搬入しようとするものに対して、直接搬入ごみに含まれる搬入禁止物の検査をプラットホーム内にて実施し、本市が定める受入基準

を満たしていることを確認する。直接搬入ごみが搬入基準を満たしていない場合は、受け入れてはならない。

(3) 事業者は、直接搬入ごみの中から搬入禁止物を発見した場合、搬入者に搬入禁止物を返還する。

(4) 事業者は、搬入される廃棄物の中から搬入禁止物を発見した場合、本市に報告し、本市の指示に従う。万一、搬入禁止物を受け入れてそれに伴うトラブルが発生した場合の対応は、事業者の責任とする。

(5) 事業者は、直接搬入ごみの荷降ろし時に適切な指示及び状況に応じた補助を行うものとする。また、ショベルローダーの操作は事業者で行うものとする。

(6) 以下についても、事業者の業務範囲とする。

・スプリング入りベッドマット・ソファーの処理

・ホイルとタイヤの分別作業

・その他、ごみピットや破砕機へ投入する前に必要な手作業等の前処理

(7) 事業者は、本市が搬入車両に対して定期的に行うプラットホーム内での搬入検査に対して、ショベルローダーの重機操作等の協力を行う。

(8) 燃料・薬品の受入れは、原則として月～金曜日の 9～16 時のうちごみ搬入車両の少ない時間で計画する。

(9)燃料・薬品等の搬入ルートは、業務計画書の記載事項とし本市と協議の上、承諾を得たルートにより行う。

(10)事業者は、搬入出者等とトラブルがあった場合、原則自らの責において対応のうえ本市に報告すること。但し、必要に応じ本市の指示・協力を仰ぐことができるものとする。

(11)事業者は、搬入車両の妨げにならないようプラットホーム内に、作業に必要な重機の駐車スペースを確保するものとする。また、重機等を運転する場合は、搬入車両に注意し適切な誘導、作業を行う。

(12)原則として処理困難物については、事業者にて処分を行う。

第５節　搬出管理

(1) 事業者は、安全に搬出が行われるように、搬出車両を誘導・指示する。

(2) 搬出は、原則として月～金曜日の 9 時～16 時のうちごみ搬入車両の少ない時間で計画する。但し、搬入者への安全を確保されない場合は 17 時以降の搬出とする。

(3) 搬出物について、事業者は、搬出する際の積込み作業を行う。

(4) 搬出ルートは、業務計画書の記載事項とし、本市と協議の上、承諾を得たルートにより行う。

第６節　適正運転

(1) 事業者は、焼却施設及び不燃物・金属処理施設（破砕選別施設）の運転が、関係法令、公害防止条件等を満たしていることを確認する。公害監視計器のデータや、本市が実施する検査結果及び自らが行う検査によって確認するものとする。

なお、本市が行う検査は、以下のとおりです。その他は全て事業者とする。

検　査	内　容
騒音・振動測定	公害防止協定に基づき実施。
排ガス等検査	工場棟の運転に係る各種検査を実施。 項目：排ガス、焼却灰、ごみ質、再利用水
機能検査	１回／年　稼働炉について検査し、評価をする。
精密機能検査	１回／３年　工場棟運転の総合的な評価をする。
ダイオキシン類検査	排ガス：炉ごとに含有量を測定。 焼却灰：炉ごとに採取し、均等混合して1試料として含有量を測定。 固化灰：固化灰の含有量を測定。
固化灰の重金属溶出検査	固化灰の鉛溶出検査を実施する。 固化灰の重金属溶出検査（１０項目）を実施する。
悪臭検査	工場棟の悪臭を風下の敷地境界上で実施。
不燃物組成分析	不燃物残渣の組成を分析する。

(2) 副資材・薬品・電気・上水・排水等に関しては、経済性を考慮して運転を行う。また、環境等に影響を与えないようにその管理は適切に行う。

(3) 運営開始前に、適切な運転管理が行えるよう、十分な体制と必要な人員の教育を行う。

第７節　資源物の保管

事業者は、不燃物・金属処理施設（破砕選別施設）より搬出される鉄、アルミ等が、第Ⅰ編　工場棟　設計・建設業務編　第４章－第１節－2－5）に示す純度・回収率を満たすように分別し、保管する。

第８節　最終処分場への搬出

(1) 事業者は、処理不適物及び飛灰安定化物を本市が指示する最終処分場の受入基

準に適合した状態とすること。また、最終処分場への運搬は本市が行うものとするが、積込みまでは事業者が行う。なお、不燃物・金属処理施設（破砕選別施設）から排出された可燃残渣については、焼却施設で処理すること。なお、不燃残渣は事業者の提案による。

(2) 最終処分場への搬出時間については、本市の指示による。

(3) 最終処分の内容について記録、管理し、本市に報告する。

第９節　搬出物の分析

(1) 事業者は、焼却施設及び不燃物・金属処理施設（破砕選別施設）より搬出する不燃残渣、焼却灰（主灰）、固化灰、鉄、アルミ等について分析・管理を行う。

第１０節　運転計画の作成

(1) 事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、作成した運転計画に基づき運転することなお、運転計画書は、事前に本市の承諾を受ける。

(2) 事業者は、自らが作成した年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、業務報告書に記載し、本市に報告し、作成した運転計画に基づき運転する。なお、運転計画書は、事前に本市の承諾を受ける。

(3) 事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画の実施に変更が生じた場合、本市との協議の上、計画の変更をしなければならない。

(4) 施設を休止し点検を行う場合は、上津クリーンセンターの運転休止計画と調整を図り、適正処理に影響のない時期、日数を計画し実施する。また、処理が滞ることのないよう事前に本市への連絡体制を整備する。

(5) 実施した内容については、月一回、業務報告書に記載し本市に報告する。

第１１節　運転管理マニュアルの作成

(1) 事業者は、施設の運転操作に関して、運転管理上の目安としての管理値を設定すると共に、操作手順、方法について取扱説明書に基づいて基準化した運転管理マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた運転を実施しなければならない。

(2) 事業者は、策定した運転管理マニュアルについて、施設の運転にあわせて必要に応じて本市と協議の上、運転管理マニュアルを更新し、常に最新版を保管し、更新の都度、変更された部分を本市に提出すること。なお、運転管理マニ

ュアルには、維持管理・安全衛生管理・緊急時等に関する各種マニュアル及び検査マニュアルも含まれるものとする。

第１２節　運転管理記録の作成

事業者は、各設備機器の運転データ（ごみ処理量、ボイラー蒸発量等)、点検記録及び整備・修理・事故記録、電気・上水・下水等の用役データを記録すると共に、分析値等の内容を含んだ運転日誌、日報、月報、年報等を作成し、電子データ及び印刷物の形で運営期間中保管する。また、日報、月報、年報等の印刷物としての保管については、本市の指示に従う。

第１３節　発電

事業者は、発電量が可能な限り増加するよう、省エネ並びに運転計画の改善に努めなければならない。

第５章　維持管理業務

第１節　本施設の維持管理業務

事業者は、本施設の基本性能を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切な処理が行えるように、本施設の維持管理業務を行う。また、節電、節水を常に心がけ光熱費削減に努める。

本業務は、焼却施設及び不燃物・金属処理施設（破砕選別施設）及び工場棟の10m の建設工事範囲内の外構、設備機器等の全てに該当する。なお、工場棟と密接に関連する管理棟、リサイクルセンター等に設置してある ITV 機器、管理作業用コンピューター等にも該当する。

第２節　清掃

事業者は、施設の清掃計画を作成し、施設内を常に清掃し、清潔に保つ。特に見学者等第三者の立ち入る場所について、常に清潔な環境を維持する。

第３節　施設警備・防犯

(1) 事業者は、敷地内の施設警備・防犯体制を整備する。
(2) 事業者は、整備した施設警備・防犯体制について業務計画書に記載し、本市に報告する。なお、体制を変更した場合は速やかに本市に報告する。
(3) 事業者は、場内警備を実施し、第三者の安全を確保する。
(4) 警備結果は、業務報告書に記載し、本市に報告する。万一、不審者等の侵入、その他の問題が起きた場合は、速やかに対応し、本市に報告する。
(5) 施設警備・防犯に関する事業者の業務分担を以下に示す。なお、本施設において、見学動線等において自由に市民が出入りできる時間については、ＩＴＶ等により監視（カメラ）するものとする。

	工場棟	リサイクルセンター	管理棟	外構施設
機械警備	―			
見回り	○	○	○	○
門・入口の開閉	○			
監視（カメラ）	○	○ （見学ルート）	○ （見学ルート）	○

※○が付いていないのは、本市の業務分担とする。

第４節　備品・什器・物品・用役の調達

事業者は、経済性を考慮した備品・什器・物品・用役の調達計画を作成し、本市に提出の上、調達する。

（例）重機・各種分析に必要な機器・プラント用部品・薬品・燃料・その他

第５節　備品・什器・物品・用役の管理

(1) 事業者は、調達計画に基づき調達した備品・什器・物品・用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理する。

（例）重機・各種分析に必要な機器・プラント用部品・薬品・燃料・その他

(2) 事業者は必要に応じ定期検定、車検等を受けること。

第６節　施設の機能維持

事業者は､本施設の基本性能を本業務期間に渡り維持する｡運転計画書を踏まえ、本施設の点検・検査・保守・更新等に関する詳細を記載した維持管理計画書を本市に提出し、その承諾を受けるものとする。なお、維持管理計画書には、維持管理に関する各種の検査要領書も含まれるものとする。維持管理計画書には、運営期間を通じての維持管理計画を明確にし、主要設備の交換サイクルを明記する。

事業者は、維持管理運計画書に基づき、毎年度、本施設の維持管理の内容について、点検・検査計画書、補修計画書、更新計画書を作成し、本市の承諾を得るものとする。

また、本市は維持管理の状況を確認し、必要に応じて維持管理計画書を本施設の現状の即した内容に改定するよう求めることができる。

なお、本施設の維持管理に関し、重要機器については予防保全を基本とすることとし、維持管理計画書の策定にあたるものとする。また、維持管理計画書は、環境省「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」に準じた内容とする。

更に、建築及び建築設備についても、各種法やマニュアルに準じた維持管理を行う。

第７節　点検・検査計画の作成

(1) オーバーホール時期は、上津クリーンセンターの運転休止計画と、重ならないようにし、本市と協議する。

(2) 事業者は、点検及び検査を、本施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施

できるように点検・検査計画を策定する。

(3) 点検・検査計画については、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、本業務期間を通じたもの）を作成し本市に提出する。

(4) 点検・検査計画は、本市に提出し、その承諾を得る。

(5) 全ての点検・検査は、運転の効率性を考慮し計画する。原則として、同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は同時に行えるように計画する。

(6) 建築および建築設備について、建築基準法に定められる定期点検計画を作成し、本市に提出する。

第８節　点検・検査の実施

(1) 点検・検査は、毎年度提出する点検・検査計画に基づいて実施する。（日常点検、定期点検、法定点検等）

(2) 日常点検で異常が発生された場合や事故が発生した場合等は、事業者は速やかに原因究明を行い補修し、臨時点検を実施し、本市へ報告するものとする。

(3) 点検・検査に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数または本市との協議による年数保管する。

(4) 保守用機材は常に整備し、使用の際にはその性能を十分に発揮できるように管理する。

(5) 本市が指示する場合、速やかに臨時の点検・検査を実施する。

(6) 同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は原則として同時に行う。

(7) 点検で発生した部材は、放置、野積み等をすることのないよう建屋内に適切に管理し、廃材・廃油等は法に基づき適正に処理する。

(8) 法律等により定められた法定検査等は、期限を定め適切に実施する。

(9) 法定検査にかかる記録は適切に管理し、定められた年数保存する。

(10) 本受電の系統に関する全ての施設の電気設備について法定点検・管理を行う。

(11) 建築および建築設備について、必要となる点検を実施し、定期的に報告する。

第９節　補修計画の作成

(1) 事業者は、本業務期間を通じた補修計画を作成し、本市に提出する。作成した補修計画について、本市の承諾を得るものとする。

(2) 本業務期間を通じた補修計画は、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、本市に提出する。更新した補修計画について、本市の承諾を得るものとする。

(3) 点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、本市に提出する。作成した各年度の補修計画は本市の承諾を得るものとする。

第１０節　機器の更新計画の作成

(1) 事業者は、本業務期間を通じた機器の更新計画を作成し、本市に提出する。作成した機器の更新計画について、本市の承諾を得るものとする。

(2) 本業務期間を通じた機器の更新計画は、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、本市に提出する。更新した機器の更新計画について、本市の承諾を得るものとする。

(3) 点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の機器の更新計画を作成し、本市に提出する。作成した各年度の機器の更新計画は本市の承諾を得るものとする。

第１１節　補修の実施

(1) 事業者は、点検・検査結果に基づき、本施設の基本性能を維持するために、補修を行う。

(2) 重要機器については予防保全を基本とする。

(3) 補修に際しては、事業期間全てに渡るもの及び年度毎のものに補修工事施工計画書を本市に提出し、承諾を得ること。本市は、当該工事施工計画書について、補足、修正又は変更が必要な箇所が発見した場合には、事業者に対して、適宜指摘・修正を求めることができるものとする。

(4) 事業者は、補修工事が終了したときには、工事施工計画書にしたがって当該設備の試運転を行い、工事施工計画書記載の作業完了基準を満たすことを確認し、本市に報告する。

(5) 各設備・機器の補修に係る記録は、適切に管理し、法令等で定められた年数または本市との協議による年数保管する。

(6) 補修で発生した部材は、適切に管理し、廃材・廃油等は速やかに撤去する。

(7) 事業者が行うべき補修の範囲は「表 5-1　補修の範囲（参考)」のとおりである。

表5-1　補修の範囲（参考）

作業区分			概　　要	作業内容（例）
補修工事	予防保全	定期点検、補修整備	定期的に点検検査、整備又は部分取替等の補修を行い、突発故障を未然に防止する。（原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう）。	・部分的な分解点検検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査　等
		更正修理	設備性能の劣化を回復させる。（原則として設備全体を分解して行う大がかりな修理をいう。）	設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→調整→精度チェック
		予防修理	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
	事後保全	緊急事故保全（突発修理）	設備が故障して停止したとき、又は性能が急激に著しく劣化した時に早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		通常事後保全（事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整

※表中の業務は、プラント設備、建築設備、土木・建築のいづれにも該当する。

第１２節　更新の実施

(1) 事業者は、点検・検査結果に基づき、本施設の基本性能を維持するために、更新を行う。

(2) 更新に際しては、更新工事施工計画書を本市に提出し、承諾を得ること。本市は、当該工事施工計画書について、補足、修正又は変更が必要な箇所が発見した場合には、事業者に対して、適宜指摘・修正を求めることができるものとする。

(3) 事業者は、補修・更新工事が終了したときには、工事施工計画書にしたがって当該設備の試運転を行い、工事施工計画書記載の作業完了基準を満たすことを確認し、本市に報告する。

(4) 各設備・機器の更新に係る記録は、適切に管理し、法令等で定められた年数または本市との協議による年数保管する。

(5) 更新で発生した部材は、適切に管理し、廃材・廃油等は速やかに撤去する。

(6) 事業者が行うべき更新の一例は「表 5-2　更新の範囲（参考)」のとおりである。

表5-2　更新の範囲（参考）

作業区分	概　　要
設備更新	現在使用している設備が、劣化や陳腐化したとき、新たに設備を取り替える

※表中の業務は、プラント設備、建築設備、土木・建築のいづれにも該当する。

第１３節　施設の保全

(1) 事業者は、本施設の照明設備、給排水衛生設備、空調設備等の管理・点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行う。

(2) 見学者が利用する啓発施設等の点検を行い、常に良好な機能を維持する。

(3) 見学者等第三者が立ち入る箇所については、適切な管理、点検、修理、交換等を速やかに行う。

(4) 排ガス状況外部表示板の点検及びデータ更新等を定期的に行い、常に良好な機能を維持する。

第１４節　改良保全

(1)事業者は、改良保全を行おうとする場合は、改良保全に関する計画を提案し本市と協議する。

(2) 管理運営事業期間中の新技術の採用については、事業者からの提案とする。

(3) 提案内容に関し、財産処分を含め本市において判断・了承する。

新技術の採用により費用が生じる場合、費用は本市と事業者にて協議し、調整する。

第６章　環境管理業務

第１節　本施設の環境管理業務

(1) 事業者は、本施設の基本性能を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守し、周辺環境に影響を与えないように適切な環境管理業務を行う。　なお、本業務は、焼却施設及び不燃物・金属処理施設（破砕選別施設）に該当する。

(2) 環境保全関係法令、公害防止条件、性能保証等を遵守できない場合は、事業者の責任において、すみやかに運転方法の変更や施設の改善を行う。なお、法令等を遵守できない場合を考慮し、本市に遅滞なく報告する体制を整備する。

第２節　環境保全基準

(1) 事業者は、公害防止条件、環境保全関係法令、環境影響評価等を遵守した環境保全基準を定めるものとする。

(2) 事業者は、維持管理・運営に当たり、環境保全基準を遵守する。

(3) 法改正等により環境保全基準を変更する場合は、本市と協議するものとする。

第３節　環境保全計画

(1) 事業者は、本業務期間中、本施設からの排ガス・騒音・振動・悪臭等による周辺環境に影響を及ぼすことがないように、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、本市の承諾を得る。なお、測定項目及び頻度は第Ｉ編　工場棟　設計・建設業務編に示す内容について含むものとする。

(2) 事業者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認する。

(3) 事業者は、環境保全基準の遵守状況について本市に報告する。

第４節　作業環境保全基準

(1) 事業者は、ダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等を遵守した作業環境保全基準を定める。

(2) 事業者は、維持管理・運営に当たり、作業環境保全基準を遵守する。

(3) 法改正等により作業環境保全基準を変更する場合は、本市と協議する。

第５節　作業環境保全計画

(1) 事業者は、本業務期間中、 作業環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境保全計画を作成し、本市の承諾を得る。

(2) 事業者は、作業環境保全計画に基づき、作業環境保全基準の遵守状況を確認する。

(3) 事業者は、作業環境保全基準の遵守状況について本市に報告する。

第７章　再資源化業務

第１節　本施設の再資源化業務

事業者は、本施設の基本性能を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な再資源化業務を行う。

なお、本業務は、焼却施設及び不燃物・金属処理施設（破砕選別施設）に該当する。

第２節　金属類の有効利用

(1) 事業者は、焼却施設及び不燃物・金属処理施設（破砕選別施設）から排出される金属類について、関係法令、公害防止条件等を満たすことを定期的に確認する。

金属類の売却は、本市で行い、売却で得た収入は、本市の収入とする。

(2) 万一、有効利用できない金属類が生じた場合、本市がその運搬・処理・処分を行うが、その発生理由が、明らかに搬入ごみに起因する場合を除き、事業者は本市が行う運搬・処理・処分の費用を負担する。

第３節　焼却灰（主灰）の有効利用

(1) 事業者は、焼却施設から排出される焼却灰（主灰）について、有効利用できるよう管理する。

(2) 有効利用先と運営・運転計画と十分な連携を図り、生成物の流通が滞ることにより焼却施設の運転に影響が出ないようにする。

第４節　焼却灰（主灰）の性状

焼却灰（主灰）については、焼却炉の能力を常に満足できるような処理を行う。（焼却灰の性状が常にセメント化できるように焼却施設の維持管理行う。）また、焼却灰（主灰）の水分は25％以下で可能な限り少なくする。

第８章　余熱利用業務

第１節　本施設の余熱利用業務

事業者は、余熱利用設備を適切に稼働させ、安定した熱利用（発電、熱供給）を行う。ただし、事業者の管理範囲は、電気については本施設内及び利用設備のメーターまでとし、熱供給については本施設壁面における取合点とする。

第２節　エネルギーの有効利用（熱）

(1) 提案書に示した内容に準拠し、本施設、場外余熱利用施設、場内余熱利用施設（足湯）へ本市の指示する高温水等を安定的に供給する。なお、その安定供給は、事業者の責任により行う。熱供給先の概要は、表 8-1 のとおりとする。

(2) 高温水等の余熱供給については、年間及び月間の供給計画を作成し、運転計画書に記載する。供給の結果については、業務報告書に記載し、本市に報告する。

表 8-1　熱供給先の概要

施設	供給熱量	供給時間
場外余熱利用施設	約 630 万ｋJ/h	10～5 月（8 ヶ月）、24 時間
場内余熱利用施設	約 210 万ｋJ/h	焼却施設が稼働している日 9 時～17 時 (5 月～9 月は 9 時～19 時 30 分)

第３節　エネルギーの有効利用（電力）

(1) 提案書に示した内容に準拠し、本施設、管理棟、リサイクルセンターなど本市の指定する範囲に対して電力を安定的に供給する。なお、その安定供給は、事業者の責任により行う。電力供給先の概要は、表 8-2 のとおりとする。

(2) 電力等の供給については、年間及び月間の供給計画を作成し、運転計画に記載する。供給の結果については、業務報告書に記載し、本市に報告する。

(3) 第２節（１）、本節（１）に供給したあと、更に余剰分の熱が発生した場合には、発電に利用した上で、電気事業者へ売電を行うものとする。

売電は、事業者が売電先、売電価格等の条件について、本市に提案を行い、

本市がそれを承諾した後に、事業者が売電主となって行うものとする。ただし、表 8-1 に示す施設へ熱供給をしていない時は、発電を行い、電気事業者へ売電を行うものとする。

事業者は、本市に、発電により得られる収入額の半分を支払うものとする。また、端数金額は本市のものとする。

なお、リサイクルセンター及び管理棟に設置する太陽光発電については、余剰配線構造（発電された電気をリサイクルセンター及び管理棟の電力消費にあて残った電気を本施設へ供給する配線構造）とする。

表 8-2　電力供給先の概要

施設	備考
リサイクルセンター、 管理棟（外構施設含む）	450MWh/年まで 無償供給

第９章　情報管理業務

第１節　本施設の情報管理業務

事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行う。

なお、本業務は、焼却施設及び不燃物・金属処理施設（破砕選別施設）、リサイクルセンター、管理棟等に該当し、第３節、第４節は、焼却施設及び不燃物・金属処理施設（破砕選別施設）のみに該当する。

第２節　運転管理記録報告

(1) 事業者は、廃棄物搬入量、廃棄物搬出量、副資材搬入量、運転データ、再資源化利用記録、余熱利用記録、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、本市に提出する。

(2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本市と協議の上、決定する。

(3) 運転記録に関するデータについては、事業期間中保存し、保管する。

(4) 事業者は、本庁舎、管理棟に設置してある管理端末システムを用いるとともに、工場データ・計量データ等の維持管理を行い、常時市が監視できるようにする。また、ＤＣＳ画面、ＣＳＶデータ等について、更新が必要となった場合は、事業者にて更新を行うものとする。

第３節　環境保全報告

(1) 事業者は、環境保全計画に基づき計測した環境保全状況を記載した環境保全報告書を作成し本市に提出する。

(2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本市と協議の上、決定する。

(3) 環境保全に関するデータについては、事業期間中保存し、保管する。

第４節　作業環境保全報告

(1) 事業者は、作業環境保全計画に基づき計測した作業環境保全状況を記載した作業環境保全報告書を作成し、本市に提出する。

(2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本市と協議の上、決定する。

(3) 作業環境管理に関するデータについては、事業期間中保存し、保管する。

第５節　施設情報管理

(1) 事業者は、「焼却施設、不燃物・金属処理施設（破砕選別施設）」に関する各種マニュアル、図面等を本業務期間に渡り適切に管理する。

(2) 事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、本業務の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更する。

(3) 本施設に関する各種マニュアル、図面等の作成・管理方法については本市と協議の上決定する。

(4) リサイクルセンター及び管理棟の情報管理については本市と協議を行う。

第６節　個人情報の保護と秘密の保持

１．個人情報の保護

事業者は、久留米市個人情報保護条例を遵守し、本施設を管理するにあたって知り得た市民等の個人情報を取扱う場合については、漏洩、滅失またはき損の防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる。

また、運営業務及び維持管理業務に従事している者または従事していた者は、個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

２．秘密の保持

事業者は、業務の実施において知り得た事項について、本市の事前承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。

第７節　その他管理記録報告

(1) 事業者は、本施設の設備により管理記録可能な項目、または事業者が自主的に管理記録する項目で、本市が要望するその他の管理記録について、管理記録報告を作成する。

(2) 提出頻度・時期・詳細項目については、本市と別途協議の上、決定する。なお、本市が要求する資料については、速やかに提出する。

(3) 本市が要望する管理記録について、事業期間中保存し、保管する。

(4) 廃棄物処理法等に定める情報公開対象データは事業者にて管理する。

(5) 計量データについて、データ統合及び管理保管を行うものとし、統合データについて定期的に本市に提示するものとする。基本的には電子データにより本市へ提出するものとするが、詳細の内容・提示方法、提示時期は本市と協議するものとする。

第１０章　関連業務

第１節　本施設の関連業務

事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行う。

なお、本業務は、焼却施設及び不燃物・金属処理施設（破砕選別施設）に該当する。

第２節　防火管理

(1) 事業者は、消防法等関係法令に基づき、対象施設の防火上必要な管理者、組織等の防火管理体制を整備する。

(2) 事業者は、整備した防火管理体制について本市に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本市に報告する。なお、工場棟の防火管理者は事業者にて配置するものとする。

(3) 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合は、本市と協議の上、施設の改善を行う。

(4) 特に、ごみピット、ストックヤード等については、入念な防火管理も行う。

(5) 本施設の副受信盤において、管理棟、リサイクルセンターについて警報を受ける。発報時には、有人の時間帯は警報状況を確認するものとし、無人の時間帯においては率先して初動対応を行うなど、入念な防火管理支援を行うものとする。

(6) 本業務で配置する職員について、本市で管理する管理棟・リサイクルセンター等の防火設備についても教育を受けること。また、必要な防火訓練等の対応を行うこと。

第３節　急病等への対応

(1) 事業者は、本施設の利用者等の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な薬品等を用意するとともに、急病人発生の対応マニュアルを整備し、救護等の必要な対応を行う。

(2) 事業者は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を行う。

(3) ＡＥＤを2ヵ所以上設置すること。なお、適切に管理するとともに、必要な講習等を受講し、常時使用可能な状態にあること。

第４節　見学者対応

(1) 土曜、日曜、祝日などについては、見学者が自由に見学できるようセンサーによる自動音声説明、照明等を考慮したものとする。参考に、各施設の開放時間を示す。

対象施設	開放時間
屋内施設（啓発関連） 工場見学・啓発	9時～17時
屋内施設（リサイクル関連） リサイクル工房	9時～17時
屋外施設 調整池（グランド）	9時～17時 （5月～9月は9時～19時30分）
屋外施設 足湯	焼却施設が稼働している日 9時～17時 （5月～9月は9時～19時30分）

なお、イベント等がある場合、本市と協議して対応する。

(2) 事業者は、パンフレットの在庫がなくなった場合、必要部数を確保する。また、パンフレット内容に変更が生じた場合、改定を行うものとする。

(3) 事業者は、施設の運営について見学者の理解が得られるよう、分りやすい展示に努める。また、工場棟に関する内容の質問や資料要求に対応する。

(4) 事業者は、見学の電話予約受付を行い、見学スケジュールについて市に報告するものとする。

第５節　住民対応

(1) 事業者は、常に適切な維持管理・運営を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得る。

(2) 本市が住民等と結ぶ協定等を十分理解し、これを遵守する。

(3) 事業者は、本施設の維持管理・運営に関して、住民等から意見等があった場合、適切に対応し、本市に報告する。

第６節　イベント等の開催

事業者は、本市が開催するイベント等に協力をする。

第７節　車両誘導

(1) 事業者は、搬入車両の渋滞時等に安全に搬入が行われるように、必要に応じて誘導員を配置する等、施設敷地周辺において適切に搬入車両を誘導・指示する。

第８節　保険

事業者は、運営期間中、火災保険、第三者損害賠償保険に加入すること。また、更新修理等を行う場合は必要に応じ工事保険に加入すること。保険金額等については、事業者の裁量に委ねるものとする。

第９節　搬入物の現場確認

処理困難物、産業廃棄物、火災搬入物等の現地調査指導は本市が行うものとする。